

おくやみ パンフレット

ご遺族の方へのご案内

おくやみコーナーのご案内

区役所・支所において必要となる手続きについて、申請書の一括作成を行い、各窓口へのご案内を行う「おくやみコーナー」を各区役所・支所に設置しております。是非ご利用ください。

詳細はご案内チラシ、市公式ウェブサイトをご覧ください。
(原則予約制です。来庁日の2開庁日前までにご予約ください)



市公式ウェブサイト

くらしの手続きガイド (24時間365日利用可能)

スマートフォン等で簡単な質問に答えていくことで必要な手続きや持ち物を調べることができます。こちらもご活用ください。



くらしの手続きガイド

名古屋市 【熱田区版】

※亡くなられた方の住所地が他区の場合は、問い合わせ先が異なります。

市公式ウェブサイトをご確認ください。

他市町村の場合は、直接該当の市町村へお問い合わせください。

令和8年8月発行

区役所・支所における「死亡届」に伴う主な手続

◆死亡届を出された後、情報の反映に時間がかかるため、概ね1週間程度空け、来庁されることをお勧めします。なお、当該区以外の市区町村で死亡届を出された場合、更に情報の反映に時間がかかるため、来庁当日にすべての手続きが完了しない場合がございます。

◆死亡の事実が戸籍(除籍)に記録されるまでに、死亡届の提出先が本籍地の場合は1週間程度、非本籍地の場合は2～3週間程度かかります。戸籍(除籍)全部事項証明書等の請求は、本籍地の市区町村役場に確認のうえご請求ください。

☐ Q1 故人が住民票上の世帯主であり、かつ他に世帯員が2人以上いる。

(世帯員の方) 世帯主変更届が必要です。

市民課
052-683-9475

1階
2番窓口

☐ Q2 故人が印鑑登録証(印鑑登録手帳)を持っていた。

印鑑登録証(印鑑登録手帳)をお返しいただくか、廃棄してください。

※住民票に死亡の事実が反映されると自動的に印鑑登録は廃止されます。手元に無い場合は手続きは不要です。

印鑑登録証
(印鑑登録手帳)



市民課
052-683-9475

1階
2番窓口

※故人のマイナンバーカード、通知カードは、お返しいただく必要はありません。

(各種手続きにマイナンバーが必要な場合がありますので、一定期間保管頂いた後、廃棄してください。)

☐ Q3 故人が国民健康保険に加入していた。

資格喪失届が必要です。国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ(世帯主の方が亡くなられたときは世帯全員分)をお返しください。また、葬祭を執行している場合、葬祭を行った喪主の方または国民健康保険の世帯主の方は葬祭費の申請が可能です。

(喪主の方または国民健康保険の世帯主の方) 口座番号等が確認できるもの(預金通帳等)をお持ちください。

(喪主の方のみ) 上記のほか、喪主の氏名が確認できる葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状等)をお持ちください。

電子申請での手続きも可能です。

保険年金課
052-683-9483

電子申請での手続き↓

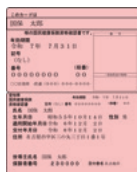


1階
4番窓口

国民健康保険
資格確認書

(折りたたみ形式)

色が異なる場合があります。



または

国民健康保険
資格確認書

(カード形式)

色が異なる場合があります。



または

国民健康保険
資格情報
のお知らせ



☐ Q4 故人が後期高齢者医療制度に加入していた。

後期高齢者医療資格確認書※をお返しください。

(喪主の方のみ) 葬祭費の申請をすることができます。喪主の方の口座番号等が確認できるもの(預金通帳等)、喪主の氏名が確認できる葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状等)をお持ちください。電子申請での手続きも可能です。

保険年金課
052-683-9485

1階
4番窓口

電子申請
での手続き→



後期高齢者医療
資格確認書

色が異なる場合があります。



※資格確認書、資格情報のお知らせの中でお持ちのもの

◆施設入所の方で、他の都道府県の後期高齢者医療制度に加入されていた方は、ご加入の広域連合へお問い合わせください。

◆故人が勤務先の健康保険等に加入していた場合は、ご加入先へお問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の各保険料について、過不足の精算が生じる場合には、後日、通知をお送りいたします。

☐ Q5 故人が子ども医療証、障害者医療証、ひとり親家庭等医療証、福祉給付金資格者証を持っていた。		
医療証等をお返しく下さい。なお、手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。	保険年金課 052-683-9483	1階 4番窓口

子ども医療証



障害者医療証



ひとり親家庭等医療証



福祉給付金資格者証



色が異なる場合があります。

☐ Q6 故人が年金加入中または受給者であった。	
日本年金機構（最寄りの年金事務所）に、各種年金給付の請求対象となるかをお問い合わせください。 ※相談対象者の方、請求者の方等の「基礎年金番号」または「照会番号（各種通知書に記載のもの）」がわかるものをご用意ください。	ねんきんダイヤル 0570-05-1165 ※窓口相談（予約制）をご希望の方 年金事務所予約受付専用電話 0570-05-4890 熱田年金事務所 052-671-7263 ※音声ガイダンス①→②

年金事務所から区役所・支所で手続きが可能と案内があった場合のみ

区役所保険年金課（支所区民福祉課）にてお手続きが可能です。	保険年金課 052-683-9481	1階 6番窓口
-------------------------------	-----------------------	--------------------

年金手帳または基礎年金番号通知書



年金証書



☐ Q7 故人が介護保険被保険者証(※)を持っていた。 ※65歳以上の方、40～64歳で要介護・要支援認定の申請をされた方などに交付されています。		
資格喪失届が必要です。介護保険被保険者証をお返しく下さい。介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等をお持ちの場合は、あわせてお返しく下さい。	福祉課 052-683-9404	1階 13番窓口

介護保険被保険者証



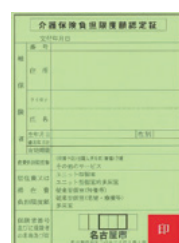
介護保険負担割合証

色が異なる場合があります。



介護保険負担限度額認定証

色が異なる場合があります。



☐ **Q8 故人が敬老優待カード(敬老手帳)、敬老パスを持っていた。**

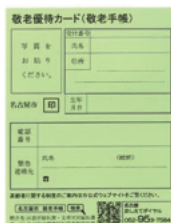
敬老優待カード（敬老手帳）・敬老パスをお返しください。敬老パスの電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。また、敬老パス負担金の半額をお返しする場合がありますので、担当窓口へおたずねください。

福祉課
052-683-9405

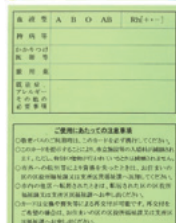
**1階
12番窓口**

敬老優待カード（カード型敬老手帳）

表



裏



敬老手帳（手帳型敬老手帳）



※敬老手帳は
カード型、手帳型の
いずれかが交付
されています。

敬老パス



☐ **Q9 故人が障害に関する制度を利用していた。**

・身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
・障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）、特定医療費受給者証（指定難病）、小児慢性特定疾病医療費受給者証、移動支援・地域活動支援受給者証、通所受給者証をお持ちの方

上記に当てはまる方は、各種手帳および受給者証をお返しいただくとともに、返還届等の提出が必要です。

・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当、外国人障害者給付金などを受けている場合、資格喪失の届出が必要です。
各種手当の受給状況に応じて手続きが異なりますので、担当窓口へおたずねください。

・福祉特別乗車券、重度障害者タクシー利用券がある場合、返還が必要です。福祉特別乗車券は電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。

福祉課
052-683-9917

**1階
11番窓口**

身体障害者手帳（赤色）



愛護手帳（療育手帳）（青色）



精神障害者保健福祉手帳（深緑）



他市町村で発行された身体障害者手帳の場合は、上記見本と異なります。

※カバーには"障害者手帳"と記載されています。

☐ Q10 故人が児童扶養手当、ひとり親家庭手当、愛知県遺児手当、児童手当を受けていた。		
受給者死亡届等が必要です。	民生子ども課 052-683-9913	1階 14番窓口

※新たにひとり親となられる方は、手当が受けられる場合があります。

◆Q11～Q15については、最寄りの区役所・支所の税務窓口でも取り次ぎます。

☐ Q11 故人に市民税・県民税・森林環境税が課税されていた。		
相続人代表者の指定届が必要です。 ※ 行き違いで市税事務所から届出に関するご案内が届く場合があります。 ※ Q12で届出した場合は省略することができます。	金山市税事務所 市民税課	052-324-9804

☐ Q12 故人に固定資産税が課税されていた。			
①相続人代表者の指定届が必要です。 ※ Q11で届出した場合は省略することができます。 ②土地・家屋を現に所有している方(相続人)の申告が必要です。 ※ 相続開始から3か月以内に相続登記する場合は不要です。 連絡先は、土地・家屋の所在区により異なります。 【栄市税事務所】 千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区 【本陣市税事務所】 西区、中村区、中川区、港区 【金山市税事務所】 昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区	栄	土地担当	052-959-3307
		家屋担当	052-959-3308
	本陣	土地担当	052-433-4026
		家屋担当	052-433-4027
	金山	土地担当	052-324-9807
		家屋担当	052-324-9808

☐ Q13 故人が原動機付自転車（原付）等を所有していた。		
廃車または名義変更の申告が必要です。	金山市税事務所 徴収課 (軽自動車税担当)	052-324-9803

☐ Q14 故人に未納の市税があった。		
納税の申し出または納税相談が必要です。	金山市税事務所 徴収課	052-324-9801

☐ Q15 故人が市税を口座振替していた。		
振替口座の変更または口座振替の解約の手続きが必要です。	市税収納事務 センター	052-957-6931

☐ Q16 故人が農地を所有していた。		
①農業委員会へ農地の相続等の届出が必要です。 ②生産緑地地区に指定されており、解除を希望する場合、買取申出手続きが必要です。ご希望の場合はお早めにご相談ください。 ※農地のある区域の管轄の農業委員会事務局へお問合せください	東部・緑農政課 【緑区役所内】 (千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区)	052-625-3932
	西部・守山農政課 【守山区役所内】 (東区、北区、西区、中村区、中区、守山区)	052-796-4551
	中川農政課 【中川区役所内】 (熱田区、中川区)	052-363-4360
	港農政課 【南陽支所内】 (港区)	052-301-8209

◆担当窓口が分からないとき

おくやみコーナーへお問い合わせください 月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く） 午前10時15分～午後2時45分 ※正午～午後1時及び窓口対応中等は留守番電話対応	熱田区 おくやみコーナー	052-683-9479
--	-----------------	--------------

(参考)戸籍の広域交付について(令和6年3月1日～)

名古屋市外本籍の戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書（除籍謄本）、改製原戸籍謄本が名古屋市の区役所支所で請求できます。 ※本人またはその配偶者、直系血族の方が窓口にお越しになり、運転免許証等の顔写真付きの公的な身分証の提示が必要です。 ※コンピュータ化されていない戸籍の証明書は請求できません
--

手続に必要な主な持ち物

- ・このページでは、区役所及び支所での手続に必要な、主な持ち物について掲載しています。
- ・故人の状況により、ここでご案内しているもの以外にも必要なものが生じる場合がございます。
- ・**持ち物が不足する場合は、お手続きが完了しないことがあります。**

ご遺族のもの	
1	☐ 窓口に来られる方の印鑑（朱肉を使うもの）
2	☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 ・1点でよいもの（官公庁の交付した、本人の写真が添付されたもの） ☐ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など ・2点必要なもの（氏名を確認できるもの） 各種健康保険資格確認書、年金手帳など
3	☐ 相続人代表の預貯金通帳の写し及び印鑑（朱肉を使うもの）
4	☐ Q3またはQ4 該当時のみ ・喪主の方：口座番号等が確認できるもの（預金通帳等）及び喪主の氏名が確認できる葬祭を行ったことがわかるもの（会葬礼状等） ・国民健康保険の世帯主の方：口座番号等が確認できるもの（預金通帳等） ※Q3該当時のみ
5	☐ 戸籍謄本など相続人であることの確認ができる書類 ※住民票の世帯が同じ場合は不要です。 ただし市税に関する手続きには、原則として必要です。 ※故人と戸籍が同籍の戸（除）籍謄本等を取る場合、故人の死亡の記載が完了するまでは、戸（除）籍謄本等の発行ができません。
6	☐ 委任状 死亡に伴う各種手続きを 代理の方が行う場合 、委任状が必要となります。10ページの委任状を参考にご記入のうえお持ちください。委任者の本人確認書類の写しもお持ちください。 ※年金事務所で年金の手続きを代理の方が行う場合、日本年金機構の様式の委任状が必要です。

故人のもの（あるものをお持ちください）	
7	☐ 死亡診断書の写し等、死亡が確認できる書類
8	☐ 印鑑登録証（印鑑登録手帳）
9	☐ 国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
10	☐ 後期高齢者医療制度の資格確認書、資格情報のお知らせの中でお持ちのもの
11	☐ 年金証書、年金手帳または基礎年金番号通知書
12	☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
13	☐ 敬老優待カード（敬老手帳）、敬老パス
14	☐ 各種障害者手帳
15	☐ 原動機付自転車等の標識（ナンバープレート）
16	☐ その他役所から交付された受給者証や福祉特別乗車券など

区役所・支所以外での主な手続

①税金・自動車等に関する手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
☐ 国税の手続 ・死亡者の所得税確定申告 (準確定申告) ・相続税の申告	熱田税務署	052-881-1541
☐ 県税の手続 ・自動車税種別割に関する事 等	名古屋南部県税事務所	052-682-8920
☐ 軽自動車（二輪を除く）の廃車・ 名義変更	金山市税事務所徴収課(軽自動車税担当) ※申告は一般社団法人全国軽自動車協会 連合会	052-324-9803
☐ 自動車、125cc超のバイクの廃 車・名義変更	愛知運輸支局	050-5540-2046

②年金・不動産に関する手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
☐ 年金手続 （手続き先が年金事務所の場合）	年金事務所予約受付専用電話	0570-05-4890
	熱田年金事務所	052-671-7263
☐ 不動産の相続登記 （不動産のある区域の管轄の法 務局） ※令和6年4月1日から相続登 記の申請が義務化されました。詳 しくは名古屋法務局ホームページを ご確認ください。	名古屋法務局本局 （千種区、東区、北区、西区、中村区、 中区、昭和区）	052-952-8111
	名古屋法務局熱田出張所 （瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南 区、緑区）	052-671-5221
	名古屋法務局名東出張所 （守山区、名東区、天白区）	052-703-2322

不動産の相続に関する登記相談	愛知県司法書士会		052-683-6683
相続に関する法律相談 （遺産分割協議、相続人及び相続 財産の調査、遺留分、相続放棄 等）	愛知県弁護士会 （有料面談相談※予約制）		（予約受付） 052-565-6110
遺産分割協議書、相続関係図の作成 相続人及び相続財産の調査書作成	愛知県行政書士会		052-931-4068

「法定相続情報証明制度」について

相続人が、管轄の法務局に、戸(除)籍謄本等とともに申出書と法定相続情報一覧図（相続関係を一覧にした図）を提出し、受理されることで、登記官による認証文付き法定相続情報一覧図の写しが必要部数交付（無償）されるため、各種手続で戸(除)籍謄本等を何度も出さなくても必要がなくなります。 管轄や申出に必要な書類等、ご不明な点は最寄りの法務局にお問い合わせください。

③住宅・水道に関する手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
☐ 市営住宅の各種手続	管轄の名古屋市住宅供給公社 方面事務所または管理事務所	—
	名古屋市住宅供給公社南部事務所	052-823-1315
☐ 県営住宅の各種手続	愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所	052-973-1791
☐ 民間賃貸住宅の各種手続	貸主、不動産業者	—
☐ 水道・下水道のお客さま名（ご契約名義）、お支払い方法変更等	上下水道局お客さま受付センター 「名水ダイヤル」	052-884-5959 ゴクゴク

④ごみに関する手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
☐ ごみ分別や収集等の問い合わせ	熱田環境事業所	052-671-2200
☐ 粗大ごみ収集の申込み	粗大ごみ受付センター (携帯電話・愛知県外からは) インターネット(24時間365日申込可能)	0120-758-530 052-950-2581
	名古屋市 粗大ごみ受付 検索 	
☐ 遺品整理などで一度に大量のごみが出る場合	名古屋市公式ウェブサイト 「引っ越しや片付け、遺品整理などで一度に大量に出るごみ（一時多量ごみ）の処理について」	
	熱田環境事業所	052-671-2200
	※許可業者に依頼したい場合は上記問い合わせ先の他 環境局事業部廃棄物指導課	052-972-2683

⑤公害健康被害に関する手続き

手続きの種類	お問い合わせ先	電話番号
☐ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく各種手続	熱田区保健福祉センター保健予防課 【熱田区役所併設】	052-683-9685

⑥その他の手続き

手続きの種類	お問い合わせ先	電話番号
☐ 預貯金	預け入れ金融機関	—
☐ 株式	証券会社等	—
☐ 国債	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局	—
☐ 保険金の請求	各加入保険会社	—
☐ 固定電話	各契約会社	—
	NTT西日本	116 ※携帯電話からは 0800-2000116
☐ 携帯電話	各契約会社	—
☐ インターネット	各契約会社	—
☐ 電気	各契約会社	—
	中部電力ミライズ契約受付センター（契約廃止の場合）	0120-921-691
	中部電力ミライズ契約変更センター（契約名義変更の場合）	0120-921-693
☐ ガス	各契約会社	—
	東邦ガスお客さまセンター	0570-783-987
☐ NHK受信料	フリーダイヤル	0120-151-515
	有料ダイヤル（フリーダイヤルが繋がらない場合）	050-3786-5003
☐ ケーブルテレビ	各契約会社	—
☐ クレジットカード	各契約会社	—
☐ お墓などの手続	ご利用のお墓等の管理事務所(市営霊園、寺院、宗教法人等)	—

※本パンフレットに記載しているお問い合わせ先および電話番号は令和8年3月現在のものです

※必ず委任者（頼む方）が作成してください。

委 任 状

令和 年 月 日

【代理人（頼まれた方）】

住所：

氏名：

生年月日：大・昭・平 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次のことを委任します。

【亡くなった方】

住所：

本籍地：

筆頭者：

氏名：

生年月日：大・昭・平・令 年 月 日

の死亡に伴う、次の手続き（□にチェックされた）事項を委任します。

- ☐ 世帯主の変更届に関する事
- ☐ 亡くなった方の住民票の写しの請求・受領に関する事
 - ☐ 続柄 ☐ 本籍（外国人住民の場合は国籍・地域）
（つかいみち： ）
- ☐ 委任者の住民票の写しの請求・受領に関する事
 - ☐ 世帯全員 ☐ 世帯の一部（2名以上の場合【氏名： 】）
 - ☐ 続柄 ☐ 本籍（外国人住民の場合は国籍・地域）
- ☐ 亡くなった方の戸籍に関する証明書の請求・受領に関する事※1
 - ☐ 死亡事項が記載された戸籍（謄本・抄本）
 - ☐ 亡くなった方の出生から死亡までの事項が記載された戸籍（謄本・抄本）※2
- ☐ 委任者の戸籍（謄本・抄本）の請求・受領に関する事
- ☐ 国民健康保険の手続に関する事
- ☐ 後期高齢者医療制度の手続に関する事
- ☐ 国民年金の手続に関する事（委任者の基礎年金番号： ）
- ☐ 市税に関する手続及び証明書の請求・受領に関する事
どなたのどのような手続及び証明書が必要か具体的に記載してください。
（ ）
- ☐ この委任状の原本還付請求及び原本受領に関する事※1
- ☐ その他（ ）

【委任者（頼む方）】

住所：

氏名：

生年月日：大・昭・平 年 月 日

連絡先電話番号：

※1 戸籍に関する証明書の請求・受領の際、この委任状の原本還付請求及び原本受領を受けようとする場合は、この委任状の写し（コピー）に原本証明を行ったものが必要です。

※2 代理人は、名古屋市外本籍の戸籍に関する証明書の請求はできません。本籍地の市区町村にご請求ください。

MEMO

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

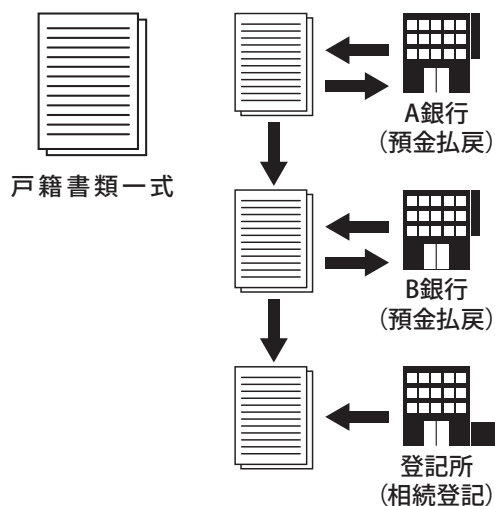
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を
何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

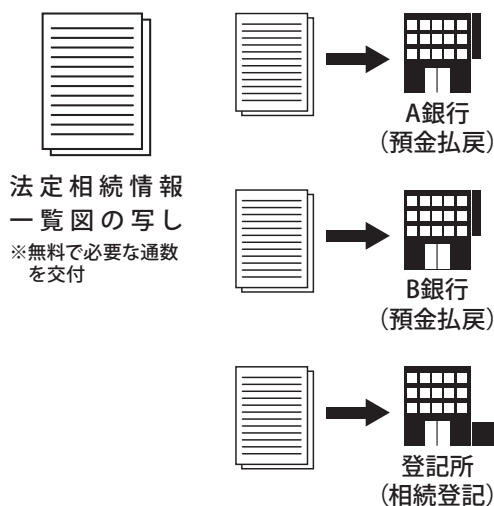
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索



発	行	名古屋市
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		令和8年8月